

○消費者庁告示第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年六月二十八日

消費者庁長官 岡村 和美

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う消費者庁関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）第二条第三項及び第四項、第三条第二号並びに別表第八（第八条関係）
- 二 合成樹脂加工品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第五号）第二条第三号及び第六号（一）
- 三 電気機械器具品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第六号）別表第二（第二条関係）
- 四 雑貨工業品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第七号）別表第二（第二条関係）

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。